

令和4年3月中川村議会定例会議事日程（第4号）

令和4年3月18日（金） 午後2時00分 開議

- 日程第 1 議案の訂正について
 日程第 2 議案第 19号 令和4年度中川村一般会計予算
 日程第 3 議案第 20号 令和4年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
 日程第 4 議案第 21号 令和4年度中川村介護保険事業特別会計予算
 日程第 5 議案第 22号 令和4年度中川村後期高齢者医療特別会計予算
 日程第 6 議案第 23号 令和4年度中川村水道事業会計予算
 日程第 7 議案第 24号 令和4年度中川村下水道事業会計予算
 日程第 8 議案第 25号 中川村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第 9 議案第 26号 中川村営水道条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第 10 議案第 27号 中川村監査委員の選任について
 日程第 11 陳情第 1号 森友改ざん問題、国会で真相究明を（陳情）
 日程第 12 陳情第 2号 ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める陳情
 日程第 13 発議第 3号 ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める意見書の提出について
 日程第 14 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（9名）

- 1番 片桐 邦 俊
 2番 飯 島 寛
 3番 松 澤 文 昭
 4番 大 原 孝 芳
 5番 松 村 利 宏
 6番 中 塚 礼次郎
 7番 桂 川 雅 信
 8番 柳 生 仁
 9番 (欠員)
 10番 山 崎 啓 造

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

- | | | | |
|--------|---------|-----------------|---------|
| 村長 | 宮 下 健 彦 | 副村長 | 富 永 和 夫 |
| 教育長 | 片 桐 俊 男 | 総務課長 | 中 平 仁 司 |
| 地域政策課長 | 松 村 恵 介 | 会計管理者
住民税務課長 | 半 崎 節 子 |
| 保健福祉課長 | 眞 島 俊 | 産業振興課長 | 宮 崎 朋 実 |
| 建設環境課長 | 小 林 好 彦 | 環境水道室長 | 松 澤 広 志 |
| 教育次長 | 桃 澤 清 隆 | 代表監査委員 | 岡 田 俊 彦 |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 井 原 伸 子
 書 記 座光寺 てるこ

令和4年3月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和4年3月18日 午後2時00分 開議

- 事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)
- 議長 御参集御苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。
日程第1 議案の訂正についてを議題とします。
村長からお手元に配付したとおり議案の訂正について申出がありました。
お諮りします。
本件は、議案訂正の申出のとおり許可することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 異議なしと認めます。したがって、議案の訂正について許可することに決定しました。
日程第2 議案第19号 令和4年度中川村一般会計予算
日程第3 議案第20号 令和4年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
日程第4 議案第21号 令和4年度中川村介護保険事業特別会計予算
日程第5 議案第22号 令和4年度中川村後期高齢者医療特別会計予算
日程第6 議案第23号 令和4年度中川村水道事業会計予算
日程第7 議案第24号 令和4年度中川村下水道事業会計予算
以上の6議案を議会議事規則第37条の規定により一括議題とします。
本案は、去る3月1日の本会議において予算特別委員会に付託してあります。
予算特別委員長から審査結果の報告を求めます。
(柳生 仁) 令和4年度予算特別委員会の報告をいたします。
3月1日の議会本会議において予算特別委員会に付託されました議案第19号 令和4年度中川村一般会計予算については、3月10日11、14、16日の4日間にわたり、役場第1委員会室、第2委員会室、議員控室において委員全員の出席の下、担当課長・係長に説明を求め慎重に審査を行いました。
審査の結果、全員の賛成により可決すべきものと決しました。
審査の過程で出された質疑は次のとおりです。
地域政策課、財政係。
「地域づくり基金を使って事業を行うことはよいことだが、全体の統制はどうしているのか」
「今年は9,500万円と金額が多いが、来年度について分からないということもある。今後については、半額程度を必要な事業に充当し、残りは活用と積立てを並行していく。おおむねの金額についてどのくらい充当していくかは村理事者と地域政策課で決

める」

要望としては「これから大規模な投資が考えられるが、それらのシミュレーションを今からやってほしい。償還と借入れの見通しが立たないと議論が進まないので、簡単にいいので長期的な将来見通しを立てておいてほしい」。

むらづくり係。

「空き家バンクの公開は、村内の人ではなく移住希望者が村のホームページを見たときに空き家バンクの情報がみられるように「移住を希望する皆さんへ」というバナーをつくって空き家バンクに飛ぶようにしてほしい。あわせて信州ポータルサイトにもそのバナーを張りつけてほしい。また、家庭菜園ができる、近隣の畑を借りられる等の情報をぜひ入れてほしいが、どうか」

「ホームページに小さい入り口はつくってあるが、目立つように対応する」とのことです。

総務課、総務係。

「産業医は見つかったのか」

「現時点では南向診療所の加藤先生を一時的にお願いし、振り分けてもらうよう話をしている」

広報情報係。

「統合型GIS構築業務は建物、山林などに特化したものか。793万1,000円の内容は」ですが、「今回、統合型という呼び方をしているが、既にそれぞれのシステムの農地や林地、公団などでは動いているデータを全庁的に集めて政策や住民への対応に反映させることを考えている。それぞれがデータを落とし込んでいくことにより公開できるものが増えていき、自宅でもそういったデータを見ることができるよう環境につながっていく。そういった基盤を整えるためにデジタルデータになっていないものをデジタルデータにするといった費用が多くなっている」であります。

討論としては「一気にデジタル化が進むので、職員の意識改革、教育をしっかりしてほしい」であります。

危機管理係。

「飯島町で消防施設の発電機の盗難があったが、中川村の対応は」ですが、「シャッター部分の鍵のかけ忘れが原因と聞いている。村では全てシャッター部分や出入口に鍵をかけている。そのためAEDの屋外収納ボックスを設置した」であります。

建設環境課、建設係。

「道路・橋梁台帳の更新業務のデジタル化に向けての計画はあるのか」ですが、「基幹となるGISがデジタル化されていくので、いずれはそうなると思われるが、現在は紙ベースに手書きで加えている。将来的にはデジタル化に向けて進めていく」であります。

討論として「50万円を切るような小口工事が年度末に多く出るが、予算が余るようであればどんどん実施すべきと思う」、「地区要望に基づいて発注をしている」であり

ます。

関連事業係。

「リニア関連工事は大型の事業であり、交渉などの難しさを感じるが」であります
が、「かなり慎重に対応している。国の人事異動などで大変な部分もある」であります。

環境水道室、環境・水道係。

「アルプスハイツ中組の建設はコンペを実施して吉川建設が建設した。今回の事業者選定は」であります、「建設した業者をとっては考えていない。現状を見てもらい入札で決定する予定」。

産業振興課、農政係。

「農業次世代人材投資事業の新規就農者が昨年より増えているが、その内容は」
ありますが、「夫婦で農業をとという人が増えている。夫婦型の中には村外に住所があ
って中川村で農業をしている人がいる。また、新規就農者は村外からの人もいるが、村
内で家業を継ぐという人もいる」であります。

交流センター係。

「アイスクリームブレンダーを購入して加工施設で作るのだと思うが、販売戦略は」
ありますが、「ベースとなるアイスクリームは中川村の米を使って試作している。お
中元やお歳暮の需要が見込まれる。ブレンダーは、中川村に来ないと食べられないア
イスクリュームとしてシェアキッチンでイベント的に販売するために購入した」。

討論として「棚田については将来的な展望の中に立って取り組んでもらいたい」「棚
田の取組は地域おこし協力隊の人が生活していけるようにやるべき」「伊那食品工業
の協力も含めてうまく働けるようにしてほしい」であります。

耕地林務係。

「竹林整備は全国的な問題となっている。伐採した竹の加工について考えていくこ
とが必要で、竹パウダーを作る機械を森林譲与税で購入することはできないか。今後、
竹の活用方法について考えていってはどうか」であります、「竹の加工も大切だが、
まずは補助金を出して竹林の整備をしてもらい、要望があったら森林譲与税を利用し
てチップを購入していきたい。竹の活用については、先進地の視察等を行って研修
を進めている」であります。

商工観光係。

「森林体験館は村内の人の利用が少ない。村内の人が使えるよう管理者と話をし
ているか」であります、「現在は木育に力を入れていくことを検討している。東小学校
の児童が遠足で利用していて、広く村民にも利用してもらおうようにする」であります。

討論として「飯田市のキャンプ場には家族でバーベキューを楽しめるところがある。
取り入れてはどうか」「新型コロナウイルス感染症対策遺体の商工業振興に力が入れ
られていない。コロナ終息後は、その他の予算をつけてほしい」「小渋湖温泉購入から
4～5年経過している。利用についての方向性が出ないということは、使い道がない
ということではないのか。理事者と検討を行い、今後の方向づけについて結論を出す
べきじゃないか」であります。

保健福祉課、社会福祉係。

「包括的相談支援・アウトリーチ業務の内容は」

「令和3年度は、ソーシャルファームなかがわが行っていた事業でひきこもりの人
などの訪問や相談を行っていた。登録者のうち1人が就労につながった。令和4年度
は村が実施し、ソーシャルファームなかがわに委託する形となる。3年間は補助金が
使える。それで実施する」であります。

高齢福祉係。

「高齢者補聴器購入補助の医師の診断書の内容変更について」であります、「これ
までのものは証明書という形であったが、耳鼻科医からの意見で治療効果が見込める
方に対する補助として様式の変更を行う」であります。

討論として「早めの補聴器を、医師の診断を受けましょと広報で知らせたほうが
いい」などあります。

保健医療係。

「電子母子手帳の普及は進んでいるということでもいいのか」であります、「紙の手
帳を希望する人も多い。アプリの内容はしっかりしており、電子化の方向ではあるが、
すぐに100%とはならない。子どもの記録のことであるので、紙の手帳はなくなら
ない」であります。

保育所係。

「心理士の巡回相談が拡充となった理由は」であります、「現在は2か月に1回の
巡回となっているが、保護者からの要望が増えていることと、2か月の1回の巡回で
は継続した支援が難しいため、回数を増やすことにした」。

要望として「保育所入所要件が拡充されたことを関係する方たちに通知してくださ
い」であります。

教育委員会、総務学校係。

「ICT環境整備ではOSがグーグルクロームということだが、その判断、評価は
どのようにしたか。子どもたちがこれから長い期間パソコンを使って作業するが、グ
ーグルクロームで高度な作業はできるのか」でありますけれども、「小中学校で使用す
るパソコンについては、以前はパソコン教室でウィンドウズを使用していた。1人1台
ということで教育委員会と村の情報担当とでOSを検討してきた。クロームを採用し
た一番の理由はセキュリティーの関係と認識している。また、特徴として起動の速さ
も考慮して採用した。どこまで求めるかだが、小学校の段階ではこれで問題ないと思
う。中学では生徒会は全てクロームで資料作成・閲覧を行っている。長い目で見ると
今後OSの検討は必要かと思う」。

討論として「ALTを村で採用することがよいと思う。村に住んでもらい交流を重
ねていくことは一貫教育として大切である。移住者目線として中川村の教育がすばら
しいと思われるようなPRになるので、要望したい」であります。

社会教育係。

「歴民館の改修を行うことはよいと思うが、建物を建設することについては慎重に

してほしい。そのことについては議会も交えてしっかり議論してほしいが、どうか」であります。「今年度は基本設計を行い、令和5年度で建設工事を始めることになるが、建設委員会メンバーについては意見を取り入れて検討する」であります。

要望で「アンフォルメル美術館の補修計画については、学芸員の目を通してどうあるべきか意見交換をすべき。その計画に基づいた修繕を。また、キュレーターの活用については学校との連携を図ってほしい。村内の作家の紹介も併せて行き、アンフォルメル美術館を村内の創作活動の拠点にしてほしい」であります。

給食センター。

「地産地消コーディネーターは、どのような人を配置し、その勤務条件は」であります。「地元の野菜の安定的な確保や多くの品種の野菜、新しい野菜を届けてもらうこと等を担っていただく。令和3年度末で調理員を退職する方を採用し、週5日、1日4時間、年間を通して勤務する予定」であります。

会計室はありません。

議会事務局ありません。

次に住民税務課、住民係。

「マイナポイントについての説明はしているか。理解されているか」でありますけれども、「マイナポイントを目的にカードを作る方は理解しているが、ポイントが目的でない方については説明しても分からないと言われる方が多い」であります。

税務係。

「土地下落修正鑑定業務とは何か」でありますけれども、「土地の評価替えの基準となる価格調査基準日から半年の間に地価の下落が認められる場合には、本来の価格調整基準日時点の地価を基に評価額を算定すべき評価替え年度の宅地の評価額を下方修正することができるもので、評価額の修正は地価が下落した場合に限られる」であります。

土地調査係はありません。

一般会計についての特別委員会の説明は以上であります。

審議のほどよろしくお願ひします。

引き続き特別会計の審査結果を報告いたします。

3月1日の議会本会議において予算特別委員会に付託されました議案第20・21・22・23・24号令和4年度中川村特別会計予算については、3月10日11日の2日間にわたり、役場第1・第2委員会室において委員全員出席の下、担当課長・係長に説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果、全員の賛成により可決すべきものとなりました。

審査の過程で出されたい質疑は次のとおりです。

国民健康保険事業特別会計についてはありません。

介護保険事業特別会計では、健康運動指導士教室配信は保健センターから各集会所への配信を考えているか」でありますけれども、「保健センターから各地区の集会所で見ることができるように配信する」であります。

後期高齢者医療特別会計であります、「保険料減の原因は、軽減制度の見直しか、人数の減少か」であります、「人数の減少が原因と思われます」であります。

水道事業会計であります、「検針システム構築業務について、村内全域のスマートメーター設置をするか」でありますけれども、「村では検針システムの導入が遅れている。現在は紙ベースで入力しているが、これからはロール紙で金額まで分かるようにして置いてくるので、はがきのお知らせはなくなる。公共施設ではメーターが古くなったためスマートメーターに更新する。村のメーターをスマートメーターにすると、またはがきが必要となってしまう。当面はハンディーターミナルを使った検針を行う。次のメーター更新の際にはスマートメーター設置の検討をしたい」であります。

下水道事業会計。

「太陽光発電設置工事を行う理由は」であります、「片桐浄化センターにも設置してあるが、上下水道施設は電気代が物すごくかかる。CO₂の排出量が極めて大きいということで、公共施設全体の3割くらいを上下水道施設で出している。特に下水道は微生物を活性化するために電気代がかかっている。葛島の処理場が大草と同じくらいの電気を使っている。それを少しでも減らすため、大きな施設から太陽光発電施設の設置を進めている。標準的に設置できる面積等を検討した結果、今回、葛島処理区に設置することになった」。

令和4年度中川村特別会計予算についての予算特別委員会の報告は以上であります。

よろしく御審議をお願いします。

○議 長

委員長報告を終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

○6 番

(中塚礼次郎) 私は令和4年度予算可決について賛成討論を行います。

令和3年度は、新型コロナウイルスの2年余にわたる感染拡大の中で、村民生活はもとより村内のあらゆる業種の経済活動に多大な影響を及ぼし、また行政運営にとって多難な年となりました。ウイルス株の変異により感染は6波にも及びましたが、今後さらに新たな変異も予想されています。

村においては、ワクチン接種での混乱もなく、3回目の接種も村民の安全・安全に向け順調に進められています。

令和4年度予算は、村長の基本方針の説明で示されたように、コロナ禍での村民生活防衛、経済支援を第一とし、第6次総合計画で示されている10年後の村の姿に向けて各分野で進めることを基本として編成がされていることを確認いたしました。着実な計画の実践と村民要望に向けて一丸となった取組を引き続き期待いたしまして、賛成討論といたします。

○議 長 ほかにも議論はありませんか。

○7 番 (桂川 雅信) 私は一般会計予算案と特別会計予算案に賛成する立場で意見を申し上げます。

まず、議会が関わったテーマで前進があった点について述べます。

次年度予算の保健福祉分野では、高齢者の補聴器購入補助金が1件4万円から10万円に引き上げられました。補聴器購入補助制度は、2020年6月議会において加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書が本会議で採択されたことを契機に創設されたものでした。

ただ、このときの補助金額は現実の購入額の4分の1程度であり、今回の拡充ではほぼ2分の1程度まで補填することができるようになりました。

軽度の難聴は、放置すると進行するだけでなく、認知症とそれに付随する高齢者疾患の原因になることが知られており、早期の補聴器装着は、認知症予防だけでなく、高齢者が生涯を閉じるまで生き生きとした生活を送る上でも重要なツールになります。

補助金予算額は僅かですが、将来的には介護保険料や医療保険料といった社会費用の負担軽減という大きな視点から見れば意義あるものであるという予算編成上の重要な視点を確立したということでは評価できるものであります。

今後の問題としては、難聴の程度は御本人がなかなか気づかない点もあり、この点では御家族が早期に気づいて医療機関に御本人をお連れすることが重要ですので、役場は、この制度の周知とともに、補聴器装着の意義と御家族の協力などの細やかな支援を願うものであります。

第2に、保育所の入所要件が拡充されたことを上げます。

これは、昨年議会の住民の懇談会において出された意見を行政が機敏に取り入れて実現したものでした。

元はといえば国の考え方である保育に欠ける児童から育児休業中の保護者のいる児童を除外していたことから問題が始まったもので、近年の育児・介護休業法や働き方改革の理念から見ても現実的な対応に変化したものと高く評価されるべきだと思います。

この件については、昨年12月の保育所運営審議会において議題として提出され承認されたことを当事者であった方にお伝えしましたら、そのときに「正直、このスピードで動いてもらえるとは全く思っていなかったもので、とても驚いております。今回の一件で移住先に中川村を選んだことが間違いではなかったとの確信に変わりました」とのメッセージを頂きました。

この制度改善は1つの家族の問題にとどまっていなかったことを行政にも理解いただけるのではないかと感じました。

次に、東西小学校の専科講師の雇用が見込まれたことを上げたいと思います。

もともとこの件は、国が教科制担任を打ち出しているにもかかわらず中川村のような小規模校には配置されないという不合理を解決するため、村として子どもたちの教育を優先して雇用を決めたものでした。

ただ、村費で教員を雇用するとはいっても、その人材を確保することが近年では極めて困難な状況となっており、この点で両小学校校長共々関係者の御尽力のおかげで実現にこぎつきましたことは村の教育行政にとって大きな出来事であったと感じます。

最後の特別会計の事業ですが、特に取り上げたいのは、検針システムの構築業務がやっと始まることになった点です。

私は2013年頃にこの問題で村長に手紙を書き、上下水道料金の通知を地区に下ろして村との契約もしていない組長さんが配付することは法律上問題がある、紛失した際の責任は誰が取るのかと問合せをした記憶があります。それから8年以上経過しましたが、やっとこの問題が解決することになりました。

これまで議会でも何度か取り上げていますが、地区の負担を可能な限り軽減する仕組みづくりは今後とも大切な課題であり、さらに村民の負担軽減につながるような仕組みづくりに期待するところです。

本年度予算は、新型コロナウイルス対応の臨時交付金を利用した項目のほかに、ふるさと応援寄附金や森林環境譲与税などを活用した事業がかなり増え、子育てや教育への投資も拡大しました。これらの財源を活用できる間に次の村づくり事業に取りかかることを期待して、私の賛成討論といたします。

○議 長 ほかにも議論はありませんか。

○5 番 (松村 利宏) 私は賛成の立場で討論をいたします。

令和4年度予算は、第6次総合計画に示された10年後の村の姿をそれぞれの分野で着実に進めることを基本に予算を編成しましたと基本方針で説明しています。

この中で、村の行政サービスを維持しつつ持続可能な中川の質の高い行政サービスでは、今回、中川村情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を制定し、情報通信技術を活用した行政の推進により村民生活の向上に寄与することについては前期計画を先行的に行っています。

特に、教育委員会各課はデジタル技術を活用した事業を計画していること、情報通信技術の利用のため能力等における格差の是正について規定していること、各地区会館に情報通信環境設備としてWi-Fiを整備するとともに、社会教育としてのスマホの活用、使用に関する教育を行っており、歓迎します。

今後は、行政のデジタル化の推進のため、村民への説明、職員の資質向上や意識改革を計画的に進めることを要望します。

しかしながら、私は令和2年度中川村一般会計予算討論で、第6次総合計画にある土地利用構想の土地利用の課題6項目と土地利用の基本方針6項目については前期基本計画の初年度である令和2年度に土地利用の具体化を進めることが必要だ、これからの5年間は中川村がいつまでも働き続けられる活気あふれる中川、生活基盤が整い快適で暮らしやすい中川を実現するための重要な時期になる、総合的・長期的視点に立った土地利用計画では村内で新たな雇用を確保するための企業誘致・起業・創業・地域住民の暮らしのための拠点づくり等のために令和2年度に検討を開始し早急に計画を策定しなければならない、中川村第6次総合計画で提示している土地利用の基本

方針のうち長期的視点に立った土地利用、高速交通網の整備を生かした土地利用の検討、計画作成が前期計画に反映されるように令和2年度から検討を開始するようお願いしましたが、令和3年度予算、令和4年度予算では何も行えていません。

第5次総合計画の分析でも何もしていないと結論づけていることから、早急に検討を開始し、令和4年度補正予算に組むことができるように要望して、賛成討論とします。

○議長 ほかにも討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで討論を終わります。
これから採決を行います。
まず議案第19号の採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長 全員起立です。御着席ください。(一同着席)したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、片桐邦俊君外7名から発議第2号が提出されています。
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 趣旨説明を求めます。

○1番 (片桐 邦俊) それでは、附帯決議文を朗読し、説明といたしたいと思います。

第19号議案 令和4年度中川村一般会計予算に対する附帯決議

令和4年度中川村一般会計予算については、予算特別委員会に付託され慎重に審議を行い、予算案は可決されましたが、その予算執行に当たっては下記事項に十分留意して取り組まれるよう強く求めます。

1、各種事業については議会へ事前に丁寧な説明を行うよう求める。

以上、審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。

○3番 (松澤 文昭) ただいまの附帯決議は中川村歴史民俗資料館周辺施設検討委員会が令和元年5月15日に答申した内容に沿って計画された増改築の基本設計に関するものですが、当時の検討委員会に話を聞きますと、答申内容はマル秘扱いだというふう聞いております。私は、この答申内容を見ましてもマル秘扱いするような内容ではないと考えます。マル秘扱いにしなければ、今回の附帯決議のような事態にはならな

かったと考えます。

私は、行政の情報は透明化を図り速やかに広く公開すべきだと考えています。中川村が情報を速やかに公開することにより多くの村民が議論に参加することになり、村の活性化につながるというふうと考えます。

村の情報にはマル秘扱いにしなければならない情報もあるとは考えますが、基本は速やかに情報公開すべきだと思います。

ただし、同じマル秘扱いでも、決定前の事前情報あるいは経過情報等については積極的な情報公開であると考えておるわけであります。

いずれにしましても、中川村として情報公開を速やかに行うよう徹底すれば、先ほど申しましたように村の活性化にもつながりますし、今回の附帯決議のような事案を防ぐことになります。村の情報公開に対する対応を期待しまして、附帯決議に対する賛成討論とします。

○議長 ほかにも討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで討論を終わります。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。
次に議案第20号の採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長 全員起立です。御着席ください。(一同着席)したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第21号の採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長 全員起立です。御着席ください。(一同着席)したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第22号の採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長 全員起立です。御着席ください。(一同着席)したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第23号の採決を行います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○環境水道室長 提案理由について説明いたします。

○議 長 本議会初日に提案した水道事業の変更申請を行うに当たり計画給水人口が5,000人以下となったため、水道事業区分を上水道から簡易水道に変更する必要があるため本案を提出するものであります。

○議 長 例規集は第2巻の2512ページになります。

○議 長 第4条の表中、「中川村上水道」を「中川村簡易水道」に改めるものであります。

○議 長 説明を終わりました。

○議 長 これから質疑を行います。

○議 長 質疑はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり

○議 長 質疑なしと認めます。

○議 長 次に討論を行います。

○議 長 討論はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり

○議 長 討論なしと認めます。

○議 長 これから採決を行います。

○議 長 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 「賛成者挙手」

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第9 議案第26号 中川村営水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

○事務局長 朗読願います。

○議 長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○環境水道室長 提案理由について説明します。

○議 長 役場の組織機構の変更により組織条例を改めるため本案を提出するものであります。例規集は第2巻の2502ページとなります。

○議 長 第4条2項中、「環境水道室」を「建設環境課」に改めるものであります。

○議 長 よろしく願います。

○議 長 説明を終わりました。

○議 長 これから質疑を行います。

○議 長 質疑はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり

○議 長 質疑なしと認めます。

○議 長 次に討論を行います。

○議 長 討論はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり

○議 長 討論なしと認めます。

○議 長 これから採決を行います。

○議 長 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 「賛成者挙手」

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第8 議案第25号 中川村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

○事務局長 朗読願います。

○議 長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○環境水道室長 提案理由について説明します。

○議 長 役場の組織機構の変更により組織条例を改めるため本案を提出するものであります。例規集は第2巻の2502ページとなります。

○議 長 第4条2項中、「環境水道室」を「建設環境課」に改めるものであります。

○議 長 よろしく願います。

○議 長 説明を終わりました。

○議 長 これから質疑を行います。

○議 長 質疑はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり

○議 長 質疑なしと認めます。

○議 長 次に討論を行います。

○議 長 討論はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり

○議 長 討論なしと認めます。

○議 長 これから採決を行います。

○議 長 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 「賛成者挙手」

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議 長 日程第8 議案第25号 中川村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

○事務局長 朗読願います。

○議 長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○環境水道室長 提案理由について説明します。

○議 長 役場の組織機構の変更により組織条例を改めるため本案を提出するものであります。例規集は第2巻の2502ページとなります。

○議 長 第4条2項中、「環境水道室」を「建設環境課」に改めるものであります。

○議 長 よろしく願います。

○議 長 説明を終わりました。

○議 長 これから質疑を行います。

○議 長 質疑はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり

○議 長 質疑なしと認めます。

○議 長 次に討論を行います。

○議 長 討論はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり

○議 長 討論なしと認めます。

○議 長 これから採決を行います。

○議 長 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 「賛成者挙手」

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議 長 次に議案第24号の採決を行います。

○議 長 本案に対する委員長の報告は可決です。

○議 長 本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議 長 「賛成者起立」

○議 長 全員起立です。御着席ください。(一同着席)したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議 長 本案に対する委員長の報告は可決です。

○議 長 本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議 長 「賛成者起立」

○議 長 全員起立です。御着席ください。(一同着席)したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議 長 日程第8 議案第25号 中川村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

○事務局長 朗読願います。

○議 長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○環境水道室長 提案理由について説明します。

○議 長 役場の組織機構の変更により組織条例を改めるため本案を提出するものであります。例規集は第2巻の2502ページとなります。

○議 長 第4条2項中、「環境水道室」を「建設環境課」に改めるものであります。

○議 長 よろしく願います。

○議 長 説明を終わりました。

○議 長 これから質疑を行います。

○議 長 質疑はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり

○議 長 質疑なしと認めます。

○議 長 次に討論を行います。

○議 長 討論はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり

○議 長 討論なしと認めます。

○議 長 これから採決を行います。

○議 長 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 「賛成者挙手」

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第10 議案第27号 中川村監査委員の選任についてを議題とします。

○事務局長 朗読

○議 長 ここで岡田代表監査委員の退場を求めます。

○議 長 「岡田代表監査委員退場」

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○村 長 議案第27号について提案説明を申し上げます。

○議 長 監査委員の任期満了により本案を提出するものでございます。

○議 長 記書き以下についてでございますが、氏名 岡田俊彦、生年月日は昭和26年9月27日、住所はそこに記載のとおりでございます。

○議 長 識見を有する者のうちから選任すべき監査委員としまして平成30年3月20日に就任をいただいて以来、幅広い分野にわたっての経験と識見を生かし、極めて的確な監査業務に当たっていただいております。

○議 長 この3月19日に任期満了を迎えることとなりましたので、岡田俊彦氏を引き続き村の代表監査委員として選任いただきたく提案を申し上げます。

○議 長 何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○環境水道室長 提案理由について説明いたします。

○議 長 本議会初日に提案した水道事業の変更申請を行うに当たり計画給水人口が5,000人以下となったため、水道事業区分を上水道から簡易水道に変更する必要があるため本案を提出するものであります。

○議 長 例規集は第2巻の2512ページになります。

○議 長 第4条の表中、「中川村上水道」を「中川村簡易水道」に改めるものであります。

○議 長 説明を終わりました。

○議 長 これから質疑を行います。

○議 長 質疑はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり

○議 長 質疑なしと認めます。

○議 長 次に討論を行います。

○議 長 討論はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり

○議 長 討論なしと認めます。

○議 長 これから採決を行います。

○議 長 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 「賛成者挙手」

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第10 議案第27号 中川村監査委員の選任についてを議題とします。

○事務局長 朗読願います。

○議 長 朗読

○議 長 ここで岡田代表監査委員の退場を求めます。

○議 長 「岡田代表監査委員退場」

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○村 長 議案第27号について提案説明を申し上げます。

○議 長 監査委員の任期満了により本案を提出するものでございます。

○議 長 記書き以下についてでございますが、氏名 岡田俊彦、生年月日は昭和26年9月27日、住所はそこに記載のとおりでございます。

○議 長 識見を有する者のうちから選任すべき監査委員としまして平成30年3月20日に就任をいただいて以来、幅広い分野にわたっての経験と識見を生かし、極めて的確な監査業務に当たっていただいております。

○議 長 この3月19日に任期満了を迎えることとなりましたので、岡田俊彦氏を引き続き村の代表監査委員として選任いただきたく提案を申し上げます。

○議 長 何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

す。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
なお、この採決は起立によって行います。
本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。御着席ください。(一同着席)したがって、議案第29号は同意することに決定しました。
岡田代表監査委員、入場をお願いいたします。
〔岡田代表監査委員入場・復席〕

○議 長 日程第11 陳情第1号 森友改ざん問題、国会で真相究明を(陳情)を議題とします。
本件は総務経済委員会に付託してあります。
総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 (柳生 仁) 陳情第1号、3月1日の議会本会議で総務経済委員会に付託されました陳情第1号 森友改ざん問題、国会で真相究明を(陳情)、3月3日、役場第1委員会室において委員全員出席の下、慎重に審査をいたしました。
審査の結果、趣旨採択すべきものと決しました。
陳情の趣旨は次のとおりです。
厚生労働省、毎月労働統計の不正が発覚した後、2019年に行われた統計の一斉点検があったにもかかわらず、今般、国土交通省による建設工事発注動態統計の書換え問題が発生いたしました。
これらの経緯を検証できる公文書は、改ざんや廃棄等により国民の知る権利は大きく損なわれます。
学校法人森友学園にまつわる一連の問題は、民主主義の根幹を揺るがした大事件でありました。
同問題で自死された近畿財務局職員の妻が国を訴えた訴訟は、国が請求を認諾して終結しました。民事裁判は原告の請求を被告が認めれば終了いたします。
被告の国は、真相究明を恐れて1億700万円を支払い、事実解明の道を閉ざしました。一般国民の感覚では許されない、言語道断と強く非難します。自死された職員の

妻の訴訟の目的は、その真相究明だったと思います。

1つとして国有地を大幅に値引きして学園に売却したのはなぜか、1つとして安倍元首相が同問題に関与を否定した直後に改ざんが始まった理由は何か、1つとして改ざんを指示したのは誰か等々、同問題に関わる全ての真相を国会で究明すべきであります。行政を監視する国会はその責務を果たしていただきたいと思ひます。

また、行政は国民の疑問に正面から向き合うよう求めますなどであります。
審査の結果は、多数で趣旨採択であります。
審査の過程で出された意見は次のとおりであります。
質疑はありません。

趣旨採択の討論では、「認諾とは、民事訴訟で被告側が原告の請求を正当と認め裁判を終わらせることをいいます。国は、訴訟を強制終了させ、高額な賠償金約1億700万円を支払いました。認諾は、原告側の同意を要せず、手続に問題はありせん。ただし、真相究明の場としての国との訴訟は打ち切られました。国は、認諾の理由をいたずらに訴訟を長引かせるのは適切でなく、決裁文書の改ざんという重大な行為が介在している事業、事案の性質などを鑑みたといひます。原告は負けたような気持ちだ、真実を知りたいと訴えてきたが、こんな形で終わってしまい悔しくて仕方がないと述べていました。原告がなぜ死ななければならなかったのかを知りたかった、お金を払えば済む問題じゃないと憤った気持ちは理解できます。一方、財務省は、「森友学園案件に係る決算文書の改ざん等に関する調査報告書」平成30年6月4日を作成し、「応接録の廃棄等の経緯」「決裁文書の改ざん等の経緯」「本省理財局における責任の所在の明確化」「近畿財務局における責任の所在の明確化」「再発防止に向けた取組」「国有財産の管理処分手続きの見直し」「公文書管理の徹底、電子決裁への移行加速化等」「コンプライアンス、内部統制の総合的な態勢整備」を明らかにしています。関係者は懲戒処分を含め責任を取っていることも考え、趣旨採択とします」。

もう一つ「議員必携には判断の基準を「願意が妥当であるか」「実現の可能性は、その緊急性や重要性及び財政事情から見て、ごく近い将来の実現の可能性のあるものをいう。」と書いてあります。趣旨採択とします」。

賛成の討論は、「国に認諾された国民の感情から縊死された彼一人だけが責任を取った。他の誰一人責任を取っていない。一般の矢澤さんが陳情を出したことに意義があります。お金を払うことで終わらせる国の考え、今後のことも考えて国民に説明していくことは大切だと思う。今後、国会でどのように取り上げていくか分からない。全国からこのような意見が出てくると思う」。

以上、慎重に御審議をお願いいたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

○6番 (中塚礼次郎) 私は、森友改ざん問題、国会での真相究明をという陳情に対する賛成討論を行います。

森友問題では安倍政権による国会での虚偽答弁は139回にも上り、これは行政を監視する国会に対する重大な背信行為です。

麻生太郎元外務相は、赤木ファイルの存在はかなり前から知っていたと国会で述べました。

財務省は2018年6月に調査報告書をまとめ、当時の財務省理財局長だった佐川元国税長官が改ざんの方向性を決定づけたことなどは認めましたが、支持の具体的な内容や背景については明らかにしていません。国会において真相を究明し、国民の前に明らかにするべきだというふうに考えます。

以上を述べまして、この陳情に対する賛成討論とします。

○議長 長 ほかに討論はありませんか。

○7番 (桂川 雅信) 本陳情の意見書提出に賛同する立場から意見を述べます。

森友問題は、陳情者が言うように、もともとは国有地を不当に大幅値引きして森友学園側に売却したことから始まった問題であり、一方の当事者であった森友学園側が元首相の影響を財務省近畿財務局にちらつかせて値引きを成功させたことは本人の証言から明らかであり、近畿財務局職員であった赤木氏の記録にもその経過が記録されているはずでした。

しかし、その赤木ファイルは、訴訟中であることを理由に、長い間、国会の要請にもかかわらず開示されることはなく、挙げ句に、民事訴訟では開示されることを恐れて認諾という税金を投入して公文書の改ざんという犯罪を闇に葬ってしまいました。

この発端は、安倍元首相が国会で私と妻がこの問題に関わっていたら首相も国会議員も辞めると言ったことから始まったもので、世間では付度という用語が流行するほどでした。

しかし、最終的に罪を犯した者が税金で救済されるようなことは絶対にあってはならないことです。

国家公務員法では、国に損害を与えた国家公務員には損害賠償を求めることになっているはずですが。

国会は本来持っている機能を正しく発揮してこれらの問題について真相究明するよう求めて、本陳情に賛成の意見といたします。

○議長 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 長 賛成多数です。したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

日程第12 陳情第2号 ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める陳情

を議題とします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長 (松澤 文昭) 3月1日の本会議において厚生文教委員会に付託されました陳情第2号 ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める陳情については、3月3日、委員全員出席の下、慎重に審査をいたしました。

陳情の趣旨は、昨年2月1日、ミャンマー国内において発生したミャンマー国軍によるクーデターは同国民の歩んできた民主化への努力と期待を踏みにじる暴挙でした、クーデターの発生から1年が過ぎ、残念ながら国軍の暴力をとどめる有効な手だてを見いだせないままに日本を含む国際社会に対してミャンマー国民は忘れられ見捨てられたのではないかと焦燥感と絶望感にさいなまれ、やむを得ず自ら銃を取って国軍との徹底抗戦を選択する者も現れています、我が国はミャンマーにとって最大の援助国であり、ミャンマー国軍による軍事クーデターは同国の民主化への努力と期待を踏みにじるものですということで、記としまして、1番 ミャンマーにおける軍事クーデターを強く非難し、自らの自由と人権、民主主義を取り戻すために声を上げ行動を続けているミャンマー国民とともにあることを表明すること、2 ミャンマー国軍指導部に対し民間人への残虐行為の即時停止、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問をはじめとする不当に拘束された国内外の人々の即時解放、人権及び人間の安全保障の尊重、民主的な政治体制の早期回復を強く求めること、3として国際社会とも連携しあらゆる外交資源を駆使してこれらの事項の速やかな実現に全力を尽くすとともに、被害を受けた少数民族や避難民に対する緊急支援の提供、ミャンマー国軍に対する武器輸出禁止に向けて取り組むことという内容でした。

審査の結果は、全員の賛成で採択すべきものと決しました。

審査の過程で出された主な意見は、「世界各国で強権主義、権威主義が台頭しており、自由と民主主義の尊さが問われている。事態打開は容易ではないが、ミャンマーの人々に信頼が厚いとされる日本が現状打開に向けた行動に出ることを要望したい」「ミャンマーでは、国軍が所有、経営する企業が大きな力を持ち、ODAの対象事業に加わって利益を得ている。ODAの原資は日本国民の税金であり、それが市民を虐殺している国軍に流れ資金源になっていることは許し難い」「ミャンマー国軍によるクーデターは、日本企業を含むミャンマー国内での事業展開を通して人権侵害に加担している企業の責任が問われている。日本、そして日本企業と今回のクーデターは深く結びつい

ており、今後の日本とミャンマーの関係に大きな影を落とすと考えられる。力、武力によるクーデターは容認できない。ミャンマーと強い関係を持つ日本、日本企業が国際社会とともに結束して対応することが重要である」などの意見が出されました。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8番 (柳生 仁) 今、委員長から報告があったわけでありますが、また審議の内容も報告がありましたが、ここに書いてあります「ミャンマー国軍に対する武器輸出禁止に向けて取り組むよう」ってというような文言があるんですけども、日本では諸外国に武器を輸出しないっていうのが基本原則かと思えますけれども、審議の中でそこら辺のところはどのように議論されたか教えてください。

○厚生文教委員長 (松澤 文昭) この陳情は日本国内のことだけをいっておるのではなくて、世界にもメッセージを出しておりますので、そういう意味の解釈をしてございます。

○議長 長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

○1番 (片桐 邦俊) 私は、この陳情に対して賛成の立場で討論します。

現在、世界各国で権威主義が台頭しており、ロシアが隣国ウクライナへ侵略を始めましたが、ミャンマーでは国軍のクーデターから1年がたちました。ウクライナとミャンマーで共通するのは、民主的な政権が突然武力攻撃を受け一般市民の犠牲者が続出している点です。

ミャンマーでは、この間、抵抗する市民への弾圧により、ミャンマーの人権団体の発表で今年3月10日までの1年あまりで死者1,640人、拘束された人は1万2,588人に上ると言われています。

武力による政権転覆とその後の暴力支配に対し欧米を中心に激しい批判が寄せられ、一部の国では経済制裁が実施されました。日本でも援助案件の新規供与は見送られました。

クーデターから1年がたちますが、事態は改善されることなく、国連安保理も機能しておらず、ASEAN——東南アジア諸国連合による調停を見守る姿勢の国が多いのが実態のようであります。しかし、ASEANの足並みもそろっていないとの情報もあり、事態打開は容易ではないと思われま。

日本はミャンマーに対して最大規模の経済援助国であり、期待されながらも実際には現在影響力を行使できていないのが実態だと思います。

今こそ日本は民主主義と自由を願い求めているミャンマー市民の声に真摯に耳を傾け、具体的な行動に出ることを願い、賛成討論とします。

○議長 長 ほかに討論はありませんか。

○6番 (中塚礼次郎) 私は、ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める陳情に対して賛成の討論を行います。

ミャンマーで半世紀以上続いた軍政から民政への移行は国際社会の支持の下に進められてきました。それを武力によるクーデターで覆すことは、ミャンマーの民主化を支援してきた国際社会の努力を踏みにじる行為であります。

日本政府はミャンマー国軍と軍政時代からの強い関係を持ってきており、ミャンマーに最大の経済援助を供与してきた国として重要な責任を負っています。クーデターを許さない道理ある批判をし、国際社会の結束をつくり上げるために他国に働きかけ、積極的な役割を果たすべきだというふうに思います。

以上を述べまして陳情に対する賛成討論といたします。

○議長 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。したがって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第13 発議第3号 ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 長 趣旨説明を求めます。

○1番 (片桐 邦俊) それでは、意見書を朗読いたしまして説明とさせていただきます。

ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し

民主的な政治体制の早期回復を求める意見書

我が国は、ミャンマー連邦共和国に対し、政府開発援助、ODAを通じ民主化や経済発展のための取組を全面的に支援してきました。

このような中、昨年2月1日に発生したミャンマー国軍による軍事クーデターは、同国の民主化への努力と期待を踏みにじるものです。

また、クーデター以降、国際社会の度重なる呼びかけにもかかわらず国軍及び警察による暴力によって多数の死傷者、拘束者及び避難民が発生している状況は、断じて受け入れ難く、強く非難します。

この事態に対し、人間の安全保障を外交の柱とする我が国は、ミャンマーに対する最大の援助国である立場を生かし、国際社会とも連携しながらミャンマー国民の自由と人権を取り戻すための取組を積極的に進めていくことが求められます。

よって、国においては下記の事項について実施されるよう強く要請します。

記

1、ミャンマーにおける軍事クーデターを強く非難し、自らの自由と人権、民主主義を取り戻すために声を上げ行動を続けているミャンマー国民とともにあることを表明すること。

2、ミャンマー国軍指導部に対し、民間人への残虐行為の即時停止、不当に拘束された人々の即時解放、人権及び人間の安全保障の尊重、民主的な政治体制の早期回復を強く求めること。

3、あらゆる外交資源を駆使してこれらの事項の速やかな実現に全力を尽くすとともに、被害を受けた少数民族や避難民に対する緊急支援の提供、ミャンマー国軍に対する武器輸出禁止に対して取り組むこと。

以上、審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第14 委員会の閉会中の継続調査について
を議題とします。

議会運営委員長、総務経済委員長及び厚生文教委員長から議会会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

本件について委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本定例会の会議に付された事件の審議は全て終了しました。

ここで村長の挨拶をお願いいたします。

○村長 3月定例議会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

3月1日から18日の長い期間にわたる議案審議で大変お疲れのことと思います。

この中で本議会に提出をいたしました24件の議案と本日提出をいたしました中川村村営水道条例の一部改正等2議案並びに監査委員の選任同意を求める議案の3議案につきまして、全て可決、同意をいただきました。改めてお礼を申し上げます。

特に令和4年度の一般会計予算につきましては一部訂正をさせていただいたところではありますが、施政方針で御説明をいたしました各種の施策、事業予算について御承認をいただいたものとして、大変ありがたく思っております。

制度の中で拡大した点を特にお認めいただいたこと、ただし、村民の皆様にご周知すること、移住者等に知られるようなホームページの改革等についても意見をいただいておりますので、特別会計を含め、計画した事業を着実に進めてまいりたいというふうに思います。

なお、事業実施に当たっては、議会に事前に説明をすることは原則でございますので、努めてまいりたいと思っております。

ロシアのウクライナへの軍事侵略が開始されてから3週間がたちます。

ロシアは、国連総会での軍隊の無条件即時撤退の圧倒的多数での決議、主要7か国を中心とする経済制裁の発動をしてもなお、国内情勢を統制し、戦争反対の声を封じ込めながら、核兵器の周辺国への配備をちらつかせ、威嚇を続けております。

ウクライナを脱出する国民は300万人を超え、ロシア軍の攻撃の先は原子力発電所や病院などに向けられ、国を脱出できない市民に向けられているわけであります。第2次世界大戦以後のヨーロッパ世界の最大の危機を迎えているというふうに言われるところであります。

このような国際情勢に即刻反応しまして、3月8日、「ロシアによるウクライナへの軍事侵略の即時停止とウクライナ全土からの完全撤退を求める決議」を中川村議会全員一致して決議されたことに対しまして、改めて賛意をお示しするところであります。

核兵器使用の現実性が高まる事態を受けまして、平和首長会議——中川村も加盟をしています自治体の首長からなる会でもありますけれども、会長は松井一實広島市長でございます。この会長メッセージが3月16日に発出をされました。

核軍縮は今まで以上に喫緊の課題となっていること、核兵器の完全廃棄に向けた法的禁止がいかに重要で緊急を要しているかを世界に向けて発信をしたものですが、広く村民の皆さんにも知っていただくように村の公式ホームページにも掲載をいたします。

新型コロナウイルス感染症蔓延防止等重点措置が解除されました3月7日以後、長野県の発症者は一旦減少傾向を示したものの、再び増加する気配であり、長野県の警戒レベル5はしばらく維持されるものと考えする必要があります。

村でも保育園、学校など集団生活を送る場所での発生が続きましたが、卒業、卒園

の年度末に当たっていることもあり、収まっていくものと考えております。

中川村緊急飲食店等事業者支援給付金の申請につきましては、現在 12 件、支給額で 215 万円ほどとなっております。今後、申請件数、申請額とも増える見込みと担当課から聞いております。

ロシアに対する経済制裁に関連しまして石油、天然ガスなどのエネルギー調達が順当にいくとは言い難い情勢にあり、既に日本だけでなく全世界でガソリンの小売価格に跳ね返ってきております。

これから日本では電気料金の値上げが必至であり、特に燃料や電気の使用量が多い業種など、こうした値上げにより大きな影響を受けるとされる事業者の皆様の動向には特に注意をしていかなければならない状況にあるというふうを受け止めております。

久しぶりの低温が続く厳しい冬も、一気に春に向かう暖かい陽気が続いております。

5月の連休に田植を予定する水稻農家は、既にもみまき、芽出しの準備を終えたということのようであります。

果樹類も水揚げが始まる時期になってまいりまして、剪定に続き芽傷処理、こういった処理などが予定より早く始まり、慌ただしくなる予感がしております。

桜の開花につきましては昨年より 6 日ほど遅れるとの予想がされ、3月末から4月初めにかけましての開花となる見込みであります。

大草城址公園の桜まつりは今年から中止となりましたが、桜のライトアップを行って夜桜を楽しんでいただけるよう村観光協会がこれを引継ぎ、主体となって準備を進めております。出店のほうも警戒レベル 4 に下がった中での計画ではありますけれども、坂戸橋周辺の桜を楽しむことに代えまして、村民の皆様には大草城址公園にお出かけいただきたいというふうに思います。

議員各位におかれましても、観桜、小さな集まり、親しい人の中での小宴会など、景気浮揚にもお力をお貸しいただきますことと、健康には特に留意され新年度を迎えられることをお願い申し上げます。3月定例議会閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

長期間の御審議、お疲れさまでございました。

また、ありがとうございました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で令和 4 年 3 月中川村議会定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。

御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後 3 時 2 5 分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____

○議 長

○事務局長